

くらしの情報

イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問い合せ先へご確認ください。

市役所 総合案内 TEL 974-3111 FAX 973-9819

お知らせ

資産税課 ☎973-5394

家屋を取り壊した時の届出について

家屋の全部または一部を取り壊したときは、資産税課へ「家屋滅失届」を提出してください。地方税法の規定により賦課期日（毎年1月1日）が定められており、届出がない場合は、翌年度以降も引き続き固定資産税を課税される場合がありますので、早めの届出をお願いします。

沖縄労働局労働基準部

☎868-3559

沖縄の米軍関連施設で働いたことのある方もよいご家族の方へ

石綿による健康被害の救済について
石綿による疾病は数十年前の仕事でも発症します。＊米軍関連施設で働いたことのある方は、石綿にさらされる作業に従事した可能性があります。

●石綿による疾病と認定された場合、

労災保険制度または石綿健康被害救済制度による給付を受けられる場合があります。

●お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

- ・沖縄労働局労働基準部労災補償課（労働者の方） ☎868-3559
- ・各労働基準監督署（労働者の方）
- 那覇 ☎098-868-8040
- 沖縄 ☎098-982-1263
- 名護 ☎0980-52-2691
- 宮古 ☎0980-72-2303
- 八重山 ☎0980-82-2344
- ・独立行政法人 環境再生保全機構 ☎0120-389-931

市民生活課 ☎973-5487

平成25年度慰霊巡拝の実施について

厚生労働省社会・援護局援護企画課から慰霊巡拝の案内があります。

参加を希望するご遺族の方は市民生活課までお問い合わせください。

地名	内申締切日
インドネシア（1班・2班）	6月17日（月）
ビスマーク・ソロモン諸島	6月24日（月）
硫黄島（第2次）	7月26日（金）
東部ニューギニア（1班・2班）	
ミャンマー（1班・2班）	9月24日（火）
フィリピン（1班・2班・3班）	10月11日（金）
硫黄島（第三次）	10月18日（金）

生活福祉課 ☎973-4982

離職によって住居喪失又はそのおそれのある方へ「住居支援給付事業実施の案内」

離職者であって、就労能力と常用就職の意欲がある方のうち、住居を失った、または失う恐れのある方を対象に住宅の確保と再就職の支援を目的に賃貸住宅の家賃のための給付（原則3か月）を行います。

【と き】 現在申請受付中

【と ころ】 健康福祉センター

（こ ゝ ん） 3階生活福祉課

【支給対象者】 申請時に次の要件のすべてに該当する方。

①申請時に離職後2年以内および65歳未満の方。

②離職前に主たる生計維持者であった方（離婚後、離婚等により主たる生計維持者となる場合も含む）

③就労能力と常用就職の意欲があり、公共職業安定所（ハローワーク）に求職申し込みを行い、常用就職に向けた就職活動を行う方または現に行っている方。

④離職により住居を喪失している又は喪失するおそれのある方。

⑤申請日の属する月における申請者および申請者と生計を一つにしている同居の親族の収入合計が以下の金額である方。

○単身世帯…8万4千円に家賃額（ただし基準額が上限）を加算した額未満
○2人世帯…17万2千円以内

○3人世帯…17万2千円に家賃額（ただし基準額が上限）を加算した額未満
⑥申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下。

○単身世帯…50万円

○複数世帯…100万円

⑦国の雇施策による給付等および自治体等が実施する住居等困窮離職者等に対する類似の給付又は貸付を、申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族が受けていない方
⑧申請者および申請者と生計を一つにしている同居の親族のいずれもが暴力団員でない方。

【申込方法】

申請時に申請者本人の顔写真の他に、本人確認、2年以内に離職したことが確認できる書類（離職票等）、収入、預貯金、印鑑、求人申し込み等を確認できる書類が必要です。

※事前に電話にてお問い合わせください。

【申込期限】平成26年3月31日まで

【社協の貸付制度】

賃貸住宅の入居に必要な敷金・礼金等の初期費用や当面の生活費等の一時的な資金が必要な方で、社会福祉協議会の「総合支援資金」や「臨時特例つなぎ資金」の貸し付け要件を備えている場合は、貸し付けを利用することができます。